

○戸田市議会委員会傍聴規程

平成15年10月6日

議会規程第1号

改正 平成16年2月5日議会規程第1号

平成16年6月15日議会規程第2号

平成18年4月26日議会規程第1号

平成18年9月7日議会規程第3号

平成24年8月30日議会規程第1号

平成28年8月25日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、戸田市議会委員会条例（昭和47年条例第37号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、戸田市議会委員会傍聴申請書（第1号様式）に所定事項を記入し、委員会傍聴券（第2号様式）及び委員会傍聴章（第3号様式）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、この限りではない。

(委員会傍聴券等の交付)

第3条 委員会傍聴券及び委員会傍聴章（以下「委員会傍聴券等」という。）は、会議当日における所定の受付時間に、議会事務局の事務室内で交付する。ただし、受付開始時に第6条に規定する員数を超過している場合は、抽選によるものとする。

2 委員会の途中で傍聴席に空席が出た場合は、その都度前項の手続をとるものとする。

3 委員会傍聴券等の有効期限は、当日の委員会（翌日に延長された場合を含む。）のみとする。

(傍聴章の着用)

第4条 委員会傍聴章の交付を受けた者は、委員会傍聴章を左胸に着用しなければならない。

(報道関係者の傍聴)

第5条 委員会を傍聴できる報道関係者は、川口記者クラブ、埼玉県新聞協会

及び埼玉県地方新聞協会所属の報道関係者とし、員数については、別に定めるところによる。ただし、傍聴を希望する報道関係者が当該員数を超える場合は、抽選によるものとする。

2 報道関係者が傍聴するときは、事前に身分証を係員（議長の指定する職員。以下同じ。）に提示しなければならない。

（一般傍聴人の員数）

第6条 第2条の規定により委員会傍聴券等の交付を受けた報道関係者以外の傍聴人（以下「一般傍聴人」という。）の各委員会室への入室員数は、別に定めるところによる。

（一般傍聴人の入場）

第7条 一般傍聴人は、委員会室に入るときは、委員会傍聴券を係員に提示して入場しなければならない。

（傍聴の禁止）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機、録音機及び写真機の類を携帯している者（第10条のただし書きの規定により、撮影等をするにつき委員長の許可を得た者を除く。）
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、顔面マスクの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 帽子、外とう、えり巻類を着用している者。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 奇異で異様な服装をしている者
- (8) 前各号に定めるもののほか、議事の妨害となるような行為をするおそれがあると委員長が認めた者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員に前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項に規定する質問を受けた者が、これに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 携帯電話類は、電源を切ること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、委員会室において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者で、写真、映画等を開会前に撮影する場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 条例第20条の規定に基づき秘密会とする議決があったとき。
- (2) 傍聴人が、この規程に違反し、委員長が退場を命じたとき。
- (3) その他傍聴させるに適當でないと委員長が認めたとき。

2 前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び委員会を傍聴することができない。ただし、前項第3号の場合は、この限りでない。

(傍聴券等の返還)

第13条 一般傍聴人が、傍聴を終え退場しようとするとき又は前条第1項で退場を命じられ退場するときは、委員会傍聴券等を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程の施行の日以後初めて招集される市議会定例会から適用する。

附 則（平成16年議会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成16年3月定例会から適用する。

附 則（平成16年議会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年議会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年議会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年議会規程第1号）

この規程は、平成24年8月30日から施行する。

附 則（平成28年議会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

戸田市議会委員会傍聴申請書

受付番号 _____

委員会名	委員会
年 月 日	年 月 日
傍聴事項 (具体的に)	

上記のとおり、委員会を傍聴したいので申請します。

年 月 日

住 所 _____

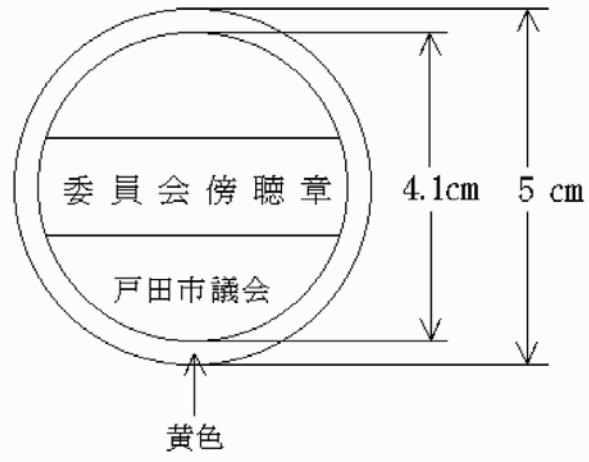
氏 名 _____

(あて先)

委員長

第3号様式(第2条関係)

一般用



第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 2 条関係)

第 3 号様式 (第 2 条関係)